行

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表 第1条による改正(幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第2 0号))

(期末手当)

改

正

案

第27条 〔略〕

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3 月に支給する場合においては100分の1 0、6月に支給する場合においては100 分の112.5、12月に支給する場合に おいては100分の117.5を乗じて得 た額に、教育委員会規則で定める支給割合 を乗じて得た額とする。ただし、第9条の 規定により管理職手当の支給を受ける職員 の期末手当の額は、職員の給与月額に、3 月に支給する場合においては100分の1 0、6月に支給する場合においては100 分の92.5、12月に支給する場合にお いては100分の97.5を乗じて得た額 に、教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「<u>100分の10</u>」とあ るのは「100分の5」と、「100分の 112.5」とあるのは「100分の62 5」と、「100分の117.5」とある のは「100分の67.5」と、「100 分の92.5」とあるのは「100分の5 2.5」と、「100分の97.5」とあ るのは「100分の57.5」とする。

4~6 [略]

[同左]

第27条 〔略〕

現

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3 月に支給する場合においては100分の2 5、6月に支給する場合においては100 分の112.5、12月に支給する場合に おいては100分の117.5を乗じて得 た額に、教育委員会規則で定める支給割合 を乗じて得た額とする。ただし、第9条の 規定により管理職手当の支給を受ける職員 の期末手当の額は、職員の給与月額に、3 月に支給する場合においては100分の2 5、6月に支給する場合においては100 分の92.5、12月に支給する場合にお いては100分の97.5を乗じて得た額 に、教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「100分の25」とあ るのは「100分の10」と、「100分 の112.5」とあるのは「100分の6 2.5」と、「100分の117.5」と あるのは「100分の67.5」と、「1 00分の92.5」とあるのは「100分 の52.5」と、「100分の97.5」 とあるのは「100分の57.5」とする。 4~6 [略]

第2条による改正(幼稚園教育職員の給与に関する条例)

改 正 案	第1条による改正後
(期末手当)	〔同左〕
第27条 〔略〕	第27条 〔略〕

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の85で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10」と、「100分の60</u>」と、「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の65</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。

4~6 〔略〕

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の62</u> <u>112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62</u> <u>5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の5</u> <u>分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の5</u> <u>2.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の5</u> 3のは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4~6 [略]

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。